

請願第3号	受理年月日	令和7年8月22日
付託委員会	総務財政委員会	
件名	所得税法第56条の廃止について	
要 旨 働き分の報酬が認められ、個人としての人格が尊重されることは当然の権利である。一方、所得税法第56条の条文趣旨によると、事業主の配偶者とその親族が事業に従事したとき、対価の支払いは必要経費に算入しないとされ、家族従業員の働き分（自家労賃）を必要経費として認めていない。これにより家族の働き分は、事業主の所得から、配偶者が年間86万円、家族が同50万円を控除されるにとどまり、その社会的・経済的自立を妨げ、後継者不足に拍車をかけている。配偶者や家族が男性であれ、女性であれ、一人の労働者としての働き分を労賃として認められない税制を、これ以上、続けることは許されない。 所得税法第57条で、青色申告にすれば給料を経費にできるといわれているが、青色申告は税務署長への届出、承認を前提にした納税者への特典にすぎない。働いている実態があり、商売に応じた記帳を行っているにもかかわらず、申告の仕方によって、納税者を差別しているのが実情である。 今、570を超す自治体が所得税法第56条の廃止を求める意見書を国に提出している。日本弁護士連合会（日弁連）や税理士団体からも意見書が提出されるなど、世論と運動が前進している。国連女性差別撤廃委員会は2024年、女性の経済的自立を促進するため、所得税法第56条を改正し、女性の家族経営企業での労働を認めることを日本政府に勧告した。日本政府も、所得税法第56条廃止に向けた検討を始めていると答弁している。人権問題として差別的税制をこれ以上放置せず、家族従業員の労働の社会的評価、働き分を正當に認めるため、所得税法第56条を早急に廃止することを求める意見書を政府に提出していただきたい。 請願項目 1、所得税法第56条を廃止する意見書を政府に提出すること		